

大津市のコミュニティセンターについて ～①貸館の利用範囲の拡大～

変更前

Lake Biwa



公の施設として、施設管理上必要な制限のみ設け、より自由に使える施設とします。

現状(公民館)

- ・専らの営利、特定の政党・宗教の支持や支援等につながる利用は禁止
- ・飲食を主目的とする利用は不可
- ・飲酒を伴う利用は不可
- ・個人的な行事での利用は不可(住民の集会施設としての位置付け)

コミュニティセンター

- ・条例の目的(まちづくり)に沿ったものであれば、営利目的の利用を可能とします。
- ・飲食を主目的とする利用を可能とします。(施設の管理上支障が生じる場合は使用を制限します。)
- ・飲酒を伴う利用は原則不可とするが、地域行事に係るもので、センター長が認めるものは可能とします。
- ・個人での利用を可能とします。

新たに可能となる使用例

- ・参加費を徴収する事業(講演会、コンサート、著名人等の有料講座等)
- ・商品の展示・説明・販売等
- ・地域行事に関連した懇親会
- ・バレエやピアノ教室の学習成果発表会
- ・児童等による放課後の学習利用
- など

大津市のコミュニティセンターについて ～①貸館の利用範囲の拡大～

変更後

Lake Biwa



公の施設として、施設管理上必要な制限のみ設け、より自由に使える施設とします。

現状(公民館)

- ・専らの営利、特定の政党・宗教の支持や支援等につながる利用は禁止
- ・飲食を主目的とする利用は不可
- ・飲酒を伴う利用は不可
- ・個人的な行事での利用は不可(住民の集会施設としての位置付け)

コミュニティセンター

- ・条例の目的(まちづくり)に沿ったものであれば、営利目的の利用を可能とします。
- ・飲食を主目的とする利用を可能とします。(施設の管理上支障が生じる場合は使用を制限します。)
- ・飲酒を伴う利用は原則不可とするが、地域行事に係るもので、センター長が認めるものは可能とします。
- ・個人での利用を可能とします。

新たに可能となる使用例

- ・地域住民を対象とした講演会、コンサート、著名人等の有料講座等
- ・地域住民を対象とした商品の展示・説明会等
- ・バレエやピアノ教室の学習成果発表会
- ・地域行事に関連した懇親会
- ・児童等による放課後の学習利用
- など